

ILO Special Action Programme to Combat Forced Labour

強制労働の廃止のための特別行動計画

仕事における基本的な原則および権利に関する ILO 宣言

強制労働は、過去の遺物か？残念ながらそうではない。今日でも、強制労働は、世界中の何百万もの人々を苦しめ続けている。その形態は様々である。借金のかたに、森林開拓をさせられる男、主人の家に閉じ込められる家内労働者、道路建設に強制的に働かされる村人、売春を強要される若い女性。彼ら・彼女らはすべて強制労働の被害者である。そして今日、また新たな形の強制労働が、先進国、途上国の男女や子供を脅かしているのである。

問題はどれだけ深刻なのか？今日、世界でどれぐらいの強制労働が存在するかについての詳細なデータは不足している - 統計情報は少ない。ただ言えるのは、奴隷制や封建的奴隷制のような古い形の強制労働は確かに減っているが、その一方で強制労働を目的とした人身売買が急速に増えているということである。

主たる受け入れ先には、世界の裕福な国々の都市部も、途上国、移行経済国の首都と並んで含まれている。幾つかの国、特にアジア、アフリカおよび南ヨーロッパの国が送出国であると同時に、通過国、受入国となっている。

強制労働は、発見が困難にもなっている。闇の地下活動として増加しているのである。麻薬の密売よりも危険が少ないとされ国際的犯罪組織によって人身売買が行われていることが多い。

本質的に強制労働は一人の人間の他の人間に対する脅迫的圧力によって起こる。その時は自由が奪われ、強要が生じる。

今日の主な強制労働の形態には次のようなものがある：

- ・ 奴隷制と誘拐；
- ・ 公共工事への強制的な参加；
- ・ 農業、および遠隔地での強制労働；
- ・ 強制的な家内労働；
- ・ 軍による強制労働；
- ・ 人身売買による強制労働；

被害者は、男女、そして子供である。特に農村では、人々を強制的に動員し、奴隷のような条件の債務労働に陥れることが多く起こっている。そして農場、農園、森林、レンガ窯、漁場などで過酷な労働を強いられる。先住民はこのような危険に特にさらされている。

貧困、失業、社会不安、政治的弾圧、差別は人身売買ブローカーにとって好都合の動員状況を作り上げる。需要はこれに拍車をかける。性的搾取はメディアの注目を最も集めているが、労働の搾取のための人身売買も深刻な問題である。家内労働、農業、絨毯工場、繊維工場、建設業などでも強制労働が多く使われている。

グローバルな対処法

私たちに何ができるか？ILO は、強制労働の廃止のための特別行動計画を設置し、集中的に活動を行うこととした。主な活動内容は次のとおりである：

研究 - によって問題の規模、及び性質を見定める。強制労働は通常、隠れており、信用できる統計その他の情報は殆ど存在しない。ILO の調査活動は、**パキスタン**の幾つかの地区と産業における強制労働の調査、**ブラジル**での調査を含む。**ヨーロッパ**では、送出、通過および受入国を含めた、性搾取および労働搾取に関する包括的な調査研究を行っている。

意識啓発 - この問題に関する意識啓発と、効果的な対処法の促進。強制労働の存在を認識することは重要な第一歩である。それから、強制労働の廃止に向けた努力に関する広い支持を得ることも必要である。政府 - 法執行官も含め - 、労使団体そして市民社会、全てが強制労働の廃止の努力の責任の一端を担う。このため、既に**モンゴル**、**ベトナム**、**グアテマラ**そして**ペルー**でセミナーが開催された。

技術協力プログラム - 強制労働の廃止のために政府と社会的パートナーと協力し、被害者の暮らしの建て直しを支援している。例えば、**ネパール**で、今では違法となった「カマイヤ」式強制労働を長期的に廃止することに成功した。**ブラジル**では、移動監督官団の支援、救助された被害者が再び搾取されないための保護、労使団体のより強固な労使関係の構築などに努めている。**インド**では、タミール・ナドゥー州でマイクロ融資、技能訓練といった防止策を用いて強制労働の発生を防止し、自警団の支援も行っている。

ILO のマニフェスト

強制労働の廃止に関わる ILO の試みは、1919 年の創設時に遡る - この原則は、既に憲章の中に述べられていた。

ILO は、仕事は自由に選択されるものであり、脅しや罰則によって強要されてはならないと明示する。強制労働とは、「何らかの形の脅しを用いて、ある仕事、またはサービスの提供を、任意ではなく強要すること」と定義している。ILO の基本条約のうちの 2 本、強制労働に関する条約（29 号、1930）および強制労働の廃止に関する条約（105 号、1957）がこの問題を取り扱っている。また、最悪の形態の児童労働に関する条約（182 号、1999）にも含まれている。

1998 年に、ILO 加盟国は仕事における基本的な原則および権利に関する ILO 宣言を採択し、その中で強制労働の廃止に対する決意を改めて表明した。宣言はこの他に、結社の自由と団結権；児童労働の効果的廃止；そして雇用と職業における差別の撤廃を掲げている。

現在の世界の強制労働の状に関して ILO が行った最も包括的な調査は、2001 年に発表された、ILO 宣言のフォローアップのための報告書であるグローバル・レポートである。

本レポートを受けて、ILO 理事会は 2001 年に新たに「強制労働の廃止のための特別行動計画」を開始した。この特別行動計画は、研究、意識啓発、技術協力を含め、政府、労使団体やその他の者と、強制労働の廃止のために広く活動している。